東扇島総合物流拠点地区形成事業審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 東扇島総合物流拠点地区形成計画に基づき、東扇島総合物流拠点地区(以下「拠点地区」という。)における公募及び事業者の選考、並びに用地貸付けに係る価格設定を公正かつ適正に行うため、東扇島総合物流拠点地区形成事業審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所管事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項の審査を行う。
 - (1) 公募に関すること。
 - (2) 事業者の選考に関すること。
 - (3) 用地貸付けに係る価格設定に関すること。
 - (4) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 委員長は、港湾局を所管する副市長をもって充てる。

(委員会の運営)

- 第4条 委員長は、委員会を招集し総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、委員長が進行し、出席委員の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

- 第5条 委員長は、必要があると認めたときは、事務局に命じて委員以外の者から、説明 又は意見を聴くことができる。
- 2 委員長は、前項の措置を講じたときは、次に開催する委員会において事務局に報告を 求めなければならない。

(小委員会の組織)

- 第6条 委員会は、第2条に規定する事項を詳細に審議するため、公募選考小委員会及び 価格設定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。
- 2 小委員会は、別表第2表に掲げる職にある者をもって組織する。

3 小委員会の座長は、港湾局港湾経営部長をもって充てる。

(小委員会の運営)

- 第7条 座長は、小委員会を招集し総理する。
- 2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 小委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 小委員会の議事は、座長が進行し、出席委員の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 小委員会の座長は、審議結果を委員会に報告しなければならない。

(小委員会の所管事務)

- 第8条 公募選考小委員会は、次に掲げる事項の審議を行う。
 - (1) 公募に関すること。
 - (2) 事業者の選考に関すること。
 - (3) その他、委員会が特に定める事項
- 2 価格設定小委員会は、次に掲げる事項の審議を行う。
 - (1) 用地貸付けに係る価格設定に関すること。
 - (2) 拠点地区の土地鑑定評価に関すること。
 - (3) その他、委員会が特に定める事項

(所管事務の小委員会への委任)

- 第9条 委員長は委員会に諮り、次に掲げる事務を公募選考小委員会に委任することができる。
 - (1) 公募に係る広報に関する事務
 - (2) 公募に係る募集受付に関する事務
 - (3) その他、公募選考小委員会の審議事項に係る事務のうち軽易なもの
- 2 委員長は委員会に諮り、次に掲げる事務を価格設定小委員会に委任することができる。
 - (1) 拠点地区の土地鑑定評価を不動産鑑定業者に依頼する場合の、不動産鑑定業者の選定に関する事務
 - (2) その他、価格設定小委員会の審議事項に係る事務のうち軽易なもの

(非公開の原則)

- 第10条 委員会、小委員会の会議及び議事内容は公開しない。
- 2 委員会、小委員会の委員は職務上知り得た事項を他にもらしてはならない。

(事務局)

第11条 委員会、小委員会の庶務は港湾局港湾経営部経営企画課において処理する。

(雑則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が 委員会に諮り定める。
- 2 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、座長が小委員会に諮り定める。

附則

- この要綱は、平成19年2月1日から施行する。 附 則 (19川港企第27号)
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (19川港企第128号)
- この要綱は、平成19年6月29日から施行する。 附 則(20川港経第11号)
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(別表第1) 東扇島総合物流拠点地区形成事業審査委員会 委員

委員長港湾局を所管する副市長

総合企画局長

財政局長

経済労働局長

まちづくり局長

建設局長

港湾局長

(別表第2) 東扇島総合物流拠点地区形成事業審査委員会

[公募選考小委員会]

座 長 港湾局港湾経営部長

総合企画局都市経営部企画調整課長

総合企画局臨海部活性化推進室主幹[臨海部調整担当]

財政局財政部財政課長

財政局管財部管財課長

経済労働局産業振興部工業振興課長

まちづくり局計画部都市計画課長

まちづくり局指導部建築指導課長

建設局道路計画部道路計画課長

[価格設定小委員会]

座 長 港湾局港湾経営部長

総合企画局都市経営部企画調整課主幹[公有地調整担当]

財政局管財部管財課長

財政局管財部土地審査課長

経済労働局産業振興部工業振興課長

まちづくり局総務部企画課長

建設局土木管理部用地調整課長